


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市介護予防ポイント事業実施要領の一部を改正する要領 について		区分		1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>感染症の感染拡大や大規模災害の発生などの特別の事情により、元気ゆうゆうポイント事業の執行に支障が生ずる場合に備え、事業執行の特例を定めることができるように、標記の要領について一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>附則に、感染症の感染拡大、大規模災害の発生その他の特別の事情により事業の執行に支障が生ずるおそれがあると市長が認めるときは、介護予防活動、ポイントの付与方法、景品交換その他の事項について特例を定めることができる旨の規定を追加する。</p> <p>2 施行日</p> <p>決裁日</p> <p>3 影響及び効果</p> <p>感染症や大規模災害などの特別の事情がある場合において、介護予防活動を停滞させないための特例的な措置ができることにより、要介護状態や認知症になる高齢者のリスクの低減に資することができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年4月 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言 令和2年10月 約3割の通いの場が活動自粛</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。